

北海道農政事務所地域第八課交渉  
(全農林労働組合北海道地方本部空知分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年6月10日(木) 17:30~17:38 (8分)
2. 場 所：北海道農政事務所地域第八課会議室
3. 出席者：  
北海道農政事務所 佐野 弘光 地域第八課長  
同 桑島由希恵 地域第八課課長補佐(総務)
  
- 全農林労働組合  
北海道地方本部空知分会 中村 祐一 委員長  
同 加藤 浩明 書記長  
同 久保 誠一 財政副部長

4. 議 題：・超過勤務縮減対策について  
(全農林労働組合北海道地方本部空知分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

○中村委員長：本日はお忙しい中、お時間を取っていただきありがとうございます。  
交渉実施にあたり、交渉対象事項について、書記長から説明させていただきたいと思えます。

○佐野地域第八課長：本日の交渉に先立ちまして、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項について報告いたします。

全農林北海道地方本部空知分会から提出された09全農林空知分会要求2号の要求事項は、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた交渉の対象となる要件を満たしていることから、交渉対象とする事項として整理を行ったところです。

このことを前提として交渉を開始させていただきますが、昨年7月に策定された「新たな労使関係の構築に関する基本方針」の趣旨を遵守しながら交渉を行ってまいりたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

○加藤書記長：要求書を読み上げて説明させていただきます。  
(以下、要求書読み上げ)

○地域第八課長：それでは、今回の要求事項である、「北海道農政事務所地域第八課において、事前命令の徹底により超勤縮減を図ること。」について回答します。

当課においては超過勤務の縮減を図るため、従前より管理者自らが日々の業務の実施状況を常時把握し、業務の緊急性や必要性、重要性を見極めつつ必要な業務調整及び業務効率の増進

対策を講じたうえで、職員の心身の健康や福祉面、仕事と家庭生活の調和を図ることへも配慮しつつ、事前命令を徹底し不要不急の超過勤務の防止と、日々の超過勤務実施時間の管理・把握に努めてきているところです。

また、超過勤務縮減に関する北海道農政事務所の取組みとの整合性にも配慮し、「国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間」、「超過勤務縮減月間」の取組みについて職員へ適宜、周知を行うとともに、全所統一完全定時退庁日のほか当課独自の完全定時退庁日を設ける取組みを推進してきています。

超過勤務に係る具体的な削減目標として、平成21年度下期には、「平成21年度の年間総超過勤務時間数を前年度実績の85%以内の1,500時間以内に縮減する。」、平成22年度上期では「事前命令の徹底と計画的な業務の実施及び課内での業務調整により、4月～9月期の超過勤務を前年比10%以上縮減し、前年実績735時間を650時間以内の超過勤務時間とする。」ことを人事評価に係る地域第八課の設定目標に掲げ、超勤縮減に向けた取組みを進めてきているところです。

平成21年度の超過勤務の実施状況は、戸別所得補償制度モデル対策や経営所得安定対策を中心としたチーム制や各担当間の業務調整や事前命令を徹底することで実績ベースで、前年より679時間減の1,073時間の年間超勤時間数となっており、削減率39%と目標の15%を大幅に上回ったところです。

なお、平成22年度の4～5月の超過勤務実績は134時間と前年同期の233時間を99時間下回り前年比58%の超勤実績で、平成22年度上期も着実に超過勤務の縮減が図られている結果となっています。

今後とも、職員の心身の健康や福祉面、仕事と家庭生活の調和を図ることへも配慮しつつ、超過勤務縮減の取組みを継続し、超過勤務が縮減するよう取り組んで参る所存です。

○中村委員長：超過勤務縮減に向けては、これまでも要請しており、当局として八課独自の取組みを含め、最大限のご努力を頂いていることについて私共としても十分認識しております。

今後、各担当とも繁忙な時期を迎えます。特に水田・畑作経営安定対策等、全体対応しなければならない業務もありますので、しっかり業務調整を行う中で、事前命令を徹底し、超勤縮減が図られるよう改めて今後もお努力いただくようお願いします。

○地域第八課長：引き続き超勤縮減に努めて参ります。それでは、これを以って交渉を終了させていただきます。

(終 了)

2010年6月10日

北海道農政事務所地域第八課  
課長 佐野 弘 光 殿

全農林労働組合北海道地方本部空知分会  
執行委員長 中 村 祐 一

## 要 求 書

私たちの雇用、賃金、労働条件は、総人件費削減政策、国の出先機関見直しなどの公務を巡る厳しい情勢にあります。国民の期待に応えていくためには、雇用の安定と公務員に相応しい労働条件が確保されなければなりません。加えて10月には大幅な組織再編が実施されることから、北海道における農林水産行政の遂行に支障を来さない体制を構築することが当面の課題となっています。

本年の賃金・労働条件改善にあたっては、公務員労働者の賃金を維持・改善することはもとより、雇用と年金を接続するための高齢者雇用施策の確立、非常勤職員等の処遇と雇用のあり方の抜本的改善などが重要課題となっています。

このようななか私たちは、職場における諸課題を整理し、下記要求事項として取りまとめました。いずれの項目も組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれては、その実現に向け最大限の努力を行うよう要求します。

### 記

1. 北海道農政事務所地域第八課において、事前命令の徹底により超勤縮減を図ること。

以 上